健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　四　月　二十四　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
はしもと内科クリニック	出雲市今市町藤ヶ森二〇七四	令和　八年　六月　一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　四　月　二十四　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
出雲おおさわ矯正歯科	出雲市今市町二〇六五番地パルメイト出雲二Ｆ	令和　八年　六月　二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　四　月　二十四　日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
ふわり薬局	邑智郡邑南町矢上三八五四番地二	令和　八年　六月　一日